

- 1 所在地 松本市中山 1742 番地 8
- 2 開設年 平成 23 年度（平成 24 年度供用開始）
- 3 構造 鉄筋コンクリート造 平屋建 51.8 m²
- 4 概要 個別埋蔵場所
焼骨を 20 年間骨壺に入った状態で納骨棚に保管します。
保管期間終了後、ご遺骨を骨壺から取り出して共同埋蔵場所へ埋蔵します。
埋蔵数 1,346 体
共同埋蔵場所
焼骨を骨壺から取り出して共同埋蔵場所へ埋蔵します。
埋蔵数 3,400 体

- 5 使用者の資格 松本市に住所又は本籍を有する方（申請者又は被埋蔵者）
※生前の申し込みができます。ただし、焼骨を埋蔵場所へ届ける立会人が必要です。

6 使用料
(1 体当たり)

区 分	松本市の方	松本市以外の方
個別埋蔵場所	150,000円	187,500円
共同埋蔵場所	40,000円	50,000円

7 使用許可に必要な書類等

- (1) 松本市霊園使用許可申請書
 - (2) 申請者の戸籍謄本 1 通
 - (3) 申請者の住民票の写し（抄本） 1 通
 - (4) 遺骨をお持ちの方は、その証明書（埋火葬許可証、改葬許可証等）
 - (5) 立会人の住民票の写し（抄本） 1 通
- ※戸籍及び住民票は、発行から 3 ヶ月以内の正本を提出してください。

8 そ の 他

- (1) 埋蔵できる遺骨 焼骨であること
- (2) 骨箱の規格（個別埋蔵場所のみ） 幅及び奥行：27cm 以下、高さ：32cm 以下
- (3) 石板 被埋蔵者の氏名、年齢、没年月日を彫刻した石板を、屋外の墓誌に掲示することができます。
管理事務所で、石板（縦 20cm× 横 10cm）を交付します。
文字を彫る金額は含まれていないので、別途費用がかかります。
- (4) 埋蔵日 納骨は希望する 1 週間前までに管理事務所と調整してください。
（管理の都合上、納骨できない日があります。）
- (5) 参拝方法 施設全体を一つのお墓としているため、墳墓内には入ることができません。
施設の前に祭壇を設けてありますので、焼香と献花のみ行うことができます。
なお、施設前では、宗教的儀式はできません。
- (6) 管理料 管理料は不要です。
- (7) 焼骨の返還 共同埋蔵場所に埋蔵した焼骨を返還することはできません。
- (8) 個別埋蔵場所は、焼骨の一時的な預かり施設ではありません。

位置図

